

「きたひろ家族の写真コンテスト」協賛募集要領

1 目的

この要領は、北広島市の魅力を北広島市に住む家族の姿を通してPRする「きたひろ家族の写真コンテスト」への協賛を募集することを目的とする。

2 協賛

この要領において、協賛とは、事業者が北広島婚活実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対してコンテストの実施に要する賞品の提供を行うことをいう。

3 協賛の要件

協賛は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 賞品は、市内で生産、製造、加工、販売又はサービスの提供がされているものであること。
- (2) 賞品が飲食物のときは、受賞者に賞品が到着後、適切な消費期限が保証されるものであること。
- (3) 賞品が市の知名度の向上に寄与するものであること。
- (4) 賞品の価格は3,000円を目安とすること。
- (5) 納品にかかる送料は事業者が負担すること。

4 募集期間

協賛の募集期間は、平成30年9月1日から平成30年11月20日までとする。

5 募集方法

協賛を行おうとする事業者は、「きたひろ家族の写真コンテスト」協賛申込書（別記様式第1号）に必要事項を記入の上、持参、郵送、FAX又はメールにより提出する。

6 選考方法

事項の「事業者要件」を満たす場合、実行委員会は、申込者に対し「きたひろ家族の写真コンテスト」協賛申込受理書（別記様式第2号）により受理した旨を通知する。

7 事業者要件

次に掲げる業種又は事業者の協賛は受理しない。コンテストの実施中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122第2条に該当するもの（類似するものを含む。））
- (2) 消費者金融に係るもの
- (3) たばこに係るもの

- (4) ギャンブルに係るもの
- (5) 社会問題を起こしている業種及び事業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続中及び会社更生法(平成15年法律第154号)による更生手続中のもの
- (8) 各種法令に違反しているもの
- (9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (10) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のあるもの
- (11) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (12) その他コンテストの協賛賞品を提供する事業者として適当でないと認められるもの

7 賞品の納入

協賛申し込みの受理の通知を受けた事業者は、実行委員会が指定する方法により賞品を納入する。

8 協賛の特典

協賛を行った事業者の特典は、以下のとおりである。

- (1) スポンサー賞の審査・表彰式への参加(任意)
 - (ア) スポンサー賞の審査
※11月下旬実施予定。希望しない場合は実行委員会にて審査する。
 - (イ) 表彰式への参加
※受賞者への授与は実行委員会が行う。
- (2) 以下の媒体への事業者名の掲載
 - (ア) コンテストのスポンサー賞の名前
 - (イ) 市ホームページ内のコンテストページ(リンク可)
※コンテストページのリンク先の内容の基準は第7項の事業者要件に準じるものとする。
 - (ウ) 表彰式当日の式次第
 - (エ) 市役所5階展望ギャラリーへの展示(協賛事業者一覧の掲示及び賞の名称)

9. 留意事項

- (1) 賞品に関して受賞者から苦情があったときは、苦情内容について実行委員会に報告すること。
- (2) 賞品の内容の変更又は賞品として提供ができなくなったときは、速やかに実行委員会に報告すること。

- (3) この要領に定める要件に該当しなくなったとき、申込内容に虚偽や誤りがあったときは、協賛の受理を取り消す場合があること。